

令和 2年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3334

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B123	家庭保育室等運営事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所待機児童対策費	
事業期間	昭和47年度～	根拠法令	(1)家庭保育室等運営事業費補助金実施要綱 (2)埼玉県子どものための教育・保育給付費補助事業実施要綱	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現		
				分野施策		010102	子育て支援の充実		
1 事業の概要 家庭保育室及び認可保育所への移行を目指す認可外保育施設に対し、運営費の一部を助成することにより、待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を促進し、待機児童の解消を図る。 (1) 家庭保育室等運営事業費 11,939千円 (2) 認可化移行支援事業費 7,711千円 (3) 幼児教育無償化 672,453千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 家庭保育室等運営事業費(県1/2 市町村1/2) 家庭保育室に対し、0～2歳児の保育に必要な経費を助成することにより、待機児童の解消を図る。 (補助単価：0歳児18,500円、1・2歳児9,200円、長時間2,000円、障害児9,300円) イ 認可化移行支援事業費(国1/2 県1/4 市町村1/4) 認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設を支援するため、運営費を補助するとともに、新たに増設・開設した場合の開設準備費や移行に当たって必要な移転費等に要する経費を補助する。また、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う市町村へ必要な経費を補助する。 ウ 幼児教育無償化(国1/2 県1/4 市町村1/4) 3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての認可外保育施設の費用の無償化に必要な経費を負担する。 (2) 事業計画 子ども子育て支援新制度以降家庭保育室等運営事業費は縮小し、施設型給付若しくは地域型給付へと移行していく。 (3) 事業効果 待機児童の解消に資する施設・環境の整備					
2 事業主体及び負担区分 実施主体 市町村 負担区分 (1) (県1/2) 市町村1/2 (2) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4 (3) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	692,103							692,103	407,529
前年額	284,574							284,574	